

概要版

芦屋市教育指針

令和8年度



令和8年3月

芦屋市教育委員会

芦屋の教育指針

令和8年度から「芦屋市教育振興基本計画」は、上位計画の「芦屋市総合計画」に統合して施策・事業を推進していくことから、「芦屋市総合計画」に基づく芦屋市教育委員会として教育に関する方向性を示した「教育指針」を策定しました。

1 芦屋の教育がめざすこども像

「教育のまち芦屋」として、次代を担うこどもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していく“めざすこども像”を以下のとおり、掲げます。

めざすこども像

夢と志をもって自らの未来を切り拓くこども

2 めざす芦屋の教育

芦屋の教育では「信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力」をめざします。

めざす芦屋の教育

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

信頼される学校園 : 地域に信頼される開かれた学校園のこと

成熟した家庭・地域 : 社会が大きく変わろうとも安心できる家庭や地域のこと

豊かな人間力 : 主体的・対話的で深い学びを通して育む「生きる力」のこと

3 「Ashiya PEACE プロジェクト」との関係性

Ashiya PEACE プロジェクトは、芦屋の教育がめざすこども像に近づけるために必要な教育を実現するため、芦屋市立学校園の実情に応じた取組を総括しています。この「Ashiya PEACE プロジェクト」の取組を継続して進めていくことで、本指針に掲げる「めざすこども像」や「めざす芦屋の教育」を達成できるよう、本指針と連携を図りながら、市立学校園を含めたオール教育委員会でよりよい芦屋の教育となるよう歩みを進めてまいります。

Ashiya PEACE プロジェクト

<https://www.city.ashiya.lg.jp/gakkoukyouiku/ashiyapeaceproject.html>



教育施策の体系

芦屋の教育のめざす姿を実現するため、教育施策の3つの施策目標と、それぞれについての基本施策を示します。

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている

めざすこども像

夢と志をもって自らの未来を切り拓くこども

めざす芦屋の教育

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

施策目標

基本施策

1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している

(1) 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

(2) こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくれます

2 未来への道を切り拓く力が育っている

(1) こどもや若者の健全な成長を支えます

(2) 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている

(1) 文化の力を活かした魅力的なまちづくりの推進

(2) 市民による学びの仕組みづくりを進めます

令和8年度施策目標

施策目標Ⅰ 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している

基本施策（Ⅰ）仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

こどもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、個々の家庭の課題やニーズに応えるため、多様なサービスや地域資源を活用した支援を充実させることが求められています。家庭と地域が連携し、こどもにとって安心して豊かな成長環境を提供できる仕組みづくりを進めます。

今年度の主な取組

- 就学前教育・保育施設間の連携を深め、生きる力の基礎となる非認知能力を育むために、教職員の専門性を高める
- 豊かな体験ができる教育・保育内容の充実に努める
- 幼児期と児童期の円滑な接続を目指す
- 地域の未就園児の居場所づくりや子育て支援の充実を図る
- 各園が地域の特色を生かした教育・保育を展開する
- 放課後児童クラブの待機児童対策と事業の安定化を図る
- あしやキッズスクエアの充実を図る



基本施策（Ⅱ）こどもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくれます

こどもの命と健康を守り、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整えるため、包括的な支援を進めます。

今年度の主な取組

- 経済的な支援と必要な情報提供の充実を図る



施策目標 2 未来への道を切り拓く力が育っている

基本施策（1）こどもや若者の健全な成長を支えます

こどもや若者の健全な成長を支えるため、いじめの未然防止と早期対応、性やインターネット問題、貧困、ヤングケアラーなどの社会的課題には地域や家庭と連携して取り組みます。また、広報・相談事業を充実させ、安心して過ごせる居場所づくりを支援し、健やかな成長を後押しします。

今年度の主な取組

- 人権教育を教育活動の中心に据える
- いじめ問題への対応の充実に取り組む
- 組織的対応力の強化に取り組む
- 地域・保護者と連携した取組を進める
- 不登校やひきこもり等の困難を有するこども・若者への個別支援の充実を図る
- 第3期 こども・若者輝く未来プラン「あしや」（令和7年度～令和11年度）の推進を図る

基本施策（2）就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携して未来を見据えた教育環境を整えます。そのため、インクルーシブ教育・保育を推進し、一人ひとりに合わせた「ちょうどの学び」や探究的な学びを充実させるとともに、ICT活用による情報教育を進めます。不登校や日本語支援が必要なこどもへの対応は、家庭や地域、関係機関と連携し支援体制を強化します。さらに、地域交流やスポーツ・文化活動の場を整備し、こどもが安心して成長できる環境を地域全体で支えます。

今年度の主な取組

- 「共に育ち、共に学び、共に生きる」ためのインクルーシブ教育・保育を一層推進する
- 障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備する
- 相談・支援体制の充実を図る
- 組織的・計画的な取組を進める
- 指導方法の工夫・授業改善を進める
- 主体的に学ぶ態度や意欲を育てる取組を進める
- 学校園間連携の取組を進める
- 体験活動の充実を図る
- 外国語教育の充実を図る
- キャリアプランニング能力の育成を意識した取組を進める
- 「特別の教科 道徳」の実践研究と指導内容の充実を図る



- 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保する
- 研修機会と内容の充実を図る
- 組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成を図る
- 今日的な教育課題・本市特有の教育課題における研究の充実を図る
- 情報管理の徹底を図る
- 就学前から体を動かす楽しさを実感するとともに、主体的に体力・運動能力向上を目指す意欲や態度の育成を図る
- 安全・安心で質の高い「芦屋の給食」を提供する。
- 教育活動全体を通じた食育の推進を図る
- 教育活動全体を通じた健康教育の推進を図る
- 学校防災体制の充実を図る
- 防災意識の高揚を図る
- 教職員、幼児児童生徒、保護者及び地域の防犯意識の向上を図る
- 通学路合同点検の実施を進める
- 不登校対策の強化に取り組む
- 共生社会を築く力をつけるための環境を整備する
- 日本語支援を要する児童生徒への支援体制の整備
- タブレット端末等のICTを活用した授業の研究を推進する
- 学校施設の整備を図る
- タブレット端末および授業支援ソフト等の更新を図る
- 次期学校園ネットワークシステムの構築を進める
- その他、ICT機器等の更新
- 保護者や地域と共に教育観の転換を図る
- 学校運営協議会の充実を図る
- 地域全体で子どもたちの成長を支える
- 学校と地域が一体となった中学校部活動の地域展開を推進する



施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている

基本施策(1) 文化の力を活かした魅力的なまちづくりの推進

文化の力を活かした魅力的なまちづくりを推進します。そのため、社会包摂の視点から、誰もが文化活動に参加できる環境を整え、人々のつながりや居場所を創出します。文化施設や史跡・文化財の保存活用を進めるとともに、中学校部活動の地域展開で子どもたちがスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を育みます。また、多世代に対応した読書環境を整備し、学校図書館との連携を強化します。「する・みる・ささえる」スポーツ文化を地域全体で育み、文化振興と地域活性化を推進します。

今年度の主な取組

- スポーツに取り組む人口の拡大を目指す
- 市民センター各事業の充実と利用者の利便性向上のための施設整備を推進する
- 国指定史跡会下山遺跡の魅力発信と周知を図る
- 芦屋文化ゾーンの活性化を図る
- 生涯にわたるスポーツ・文化活動に関われるように取組を進める
- 人とのつながりを深める読書活動の充実を図る
- 教育課程の中において計画的・継続的な学校図書館の活用及び読書活動の取組を推進する
- 学校図書館の環境整備を図る
- 地域の情報拠点として魅力ある読書環境の整備を図る
- 学校園との連携強化を図る
- 誰もが楽しめるスポーツを推進する
- スポーツ文化を発信する
- ささえるスポーツを推進する
- スポーツ施設の適切な運営と安全確保を推進する



基本施策(2) 市民による学びの仕組みづくりを進めます

市民による学びの仕組みづくりを進めるため、地域の学習情報を得る機会を創出し、誰もが身近に学びを深められる環境を整備します。また、学習情報を活用し、自らが地域のリーダーとして活躍できる人材や団体を支援する仕組みを構築し、市民が主体的に地域の発展に寄与できる学びの輪を広げます。これらの取組により、市民一人ひとりが学びを通じて自己成長し、共に支え合いながら地域をより豊かなものにしていくことを目指します。

今年度の主な取組

- 生涯学習によるまちづくりを推進する

芦屋市教育委員会等が所管する教育相談機関

1 学校教育室

- ◎ 所在地：精道町7番6号
- ◎ 電話：38-2143（学校支援課） 38-2144（保健安全・特別支援教育課）
38-2087（学校教育課） （祝日と年末年始を除く）

曜	教育相談		<input type="checkbox"/> 相談対応者 指導主事・専門カウンセラー <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 不登校・学習障がい・発達障がい・問題行動 友人関係等、学校園における悩みなど <input type="checkbox"/> 心の悩みのある幼児・児童・生徒及びその保護者との教育相談 ※必要に応じて、関係機関へつなぎます
	電話（9:00～17:00）	面接（9:00～17:00）	
月	○	○	
火	○	○	
水	○	○	
木	○	○	
金	○	○	

2 のびのび学級（適応教室）（H10～）

- ◎ 所在地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階
- ◎ 電話：23-8567
- ◎ 内容：①不登校児童生徒支援のための通級指導・・・月～金 9:30～13:30
②不登校に関する教育相談（電話・面談）・・・月～金 10:00～14:00 }（学校休業日は除く）

3 カウンセリングセンター（S57～）

- ◎ 所在地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階
- ◎ 電話：23-5998
- ◎ 受付時間：電話相談 月・水・金（土・日・祝日と年末年始を除く） 11:00～16:00
面接相談 月・水・金（土・日・祝日と年末年始を除く） 12:00～16:00
- ◎ 内容：不登校、心理相談等、教育相談全般について
- ◎ 相談対応者：専門カウンセラー、電話相談員

4 青少年愛護センター（S49～）

- ◎ 所在地：川西町15番3号 体育館・青少年センター3階
- ◎ 電話：31-8229
- ◎ 受付時間：月～金（土・日・祝日と年末年始を除く）9:00～17:00（電話・面談）
- ◎ 内容：青少年問題全般について

5 芦屋市若者相談センター「アサガオ」（H25～）

- ◎ 所在地：川西町15番3号 体育館・青少年センター3階
- ◎ 電話：22-5115
- ◎ 開設日：火～土（日・月・祝日と年末年始を除く）
- ◎ 相談受付：10:00～12:00／13:00～16:00
- ◎ 内容：ひきこもり、ニート、不登校等社会生活を営む上で困難を有する若者及びその家族を対象とする相談窓口

6 芦屋市特別支援教育センター（H19～）

- ◎ 所在地：呉川町14番9号 芦屋市保健福祉センター3階
- ◎ 電話：31-0654（直通） 38-2144（保健安全・特別支援教育課）
- ◎ 受付時間：月～金（土・日・祝日と年末年始を除く）9:00～17:00（電話・面談）
- ◎ 内容：特別支援教育に関する教育相談等について

7 その他の教育機関

	相談機関	電話	相談日時
1	ひょうごっ子くいじめ・体罰・子ども安全） 相談24時間ホットライン	0120-0-78310	毎日 24時間
2	兵庫県立特別支援教育センター	078-222-3604	月～金 9:00～17:00
3	西宮こども家庭センター	0798-71-4670	月～金 9:00～17:00
4	児童虐待防止24時間ホットライン	0798-74-9119	毎日 24時間
5	ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談 窓口	06-4868-3395	月～土 13:00～19:00 （祝日・12月28日～1月3日は除く）

芦屋市教育指針＜概要版＞ 令和8年3月

発行：芦屋市教育委員会
 編集：芦屋市教育委員会 教育部 教育統括室 管理課
 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
 TEL 0797-38-2085